

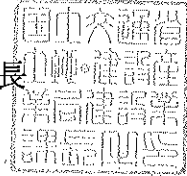
国土建第269-3号

国土建整第155-3号

平成24年2月17日

社団法人日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う  
請負代金額の変更等について

今般、東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県）における賃金等の急激な変動に対処するため、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第6項（いわゆるインフレ条項）の規定の運用について、平成24年2月17日付けで、別添1のとおり国土交通省東北・北陸地方整備局及び東京航空局あてに通知し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対しては、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、工事請負契約書におけるインフレ条項を的確に運用するよう通知しております。

また、別添3のとおり、主要民間団体にもお知らせしているところです。

貴団体におかれましては、本件について傘下の建設企業に対し、周知願います。

別添 1

国地契第 72 号  
国官技第 314 号  
国营計第 105 号  
国港総第 613 号  
国港技第 125 号  
国空予管第 332 号  
国空安保第 395 号  
国空交企第 395 号  
平成 24 年 2 月 17 日

東北・北陸地方整備局 総務部長  
企画部長  
営繕部長  
港湾空港部長  
東京航空局 総務部長  
空港部長  
保安部長 あて

国土交通省大臣官房

地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部計画課長

国土交通省港湾局

総務課長  
技術企画課長

国土交通省航空局

予算・管財室長  
安全部空港安全・保安対策課長  
交通管制部交通管制企画課長

東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する  
工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について

東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県。以下「被災三県」という。）における賃金等の急激な変動に対処するため、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の別冊工事請負契約書又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書（以下「契約書」という。）第25条第6項の運用基準について、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 1. 適用対象工事

- (1) 被災三県で実施されている工事であること。
- (2) 契約書第25条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (3) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

### 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

### 4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
( $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：単価合意比率又は請負比率、 $Z$ ：官積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
( $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：単価合意比率又は請負比率、 $Z$ ：官積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

## 5. 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
  - (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
  - (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

## 8. 請求日及び基準日の特例

本通達発出の日以後初めての賃金水準の変更にに基づき契約書第 25 条第 6 項の規定に基づくスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間を考慮して、基準日はその賃金水準の変更がなされた日とする。なお、スライド協議の請求は賃金水準の変更がなされた日から 1 ヶ月以内とする。

## 9. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通達によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

別添 2

国土建第269-1号

国土建整第155-1号

平成24年2月17日

岩手県主管部局長 殿

宮城県主管部局長 殿

福島県主管部局長 殿

仙台市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う  
請負代金額の変更等について

今般、東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県）における賃金等の急激な変動に対処するため、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第6項（いわゆるインフレ条項）の規定の運用について、平成24年2月17日付けで、別添のとおり国土交通省東北・北陸地方整備局及び東京航空局あてに通知しましたので、お知らせします。

貴県（市）におかれましては、別添を参考として、工事請負契約書におけるインフレ条項を的確に運用していただくようお願いします。

（県あて通知のみに記載）

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

別添3

国土建第269-2号  
国土建整第155-2号  
平成24年2月17日

主要民間団体 担当理事 等 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

東日本大震災の被災地域における賃金等の急激な変動に伴う  
請負代金額の変更等について

今般、東日本大震災において特に被災の大きい三県（岩手県、宮城県及び福島県）における賃金等の急激な変動に対処するため、国土交通省発注の工事に関して、工事請負契約書第25条第6項（いわゆるインフレ条項）の規定の運用について、平成24年2月17日付けで、別添1のとおり国土交通省東北・北陸地方整備局及び東京航空局あてに通知しましたので、お知らせします。

また、同日付けで、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対しても、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、工事請負契約書におけるインフレ条項を的確に運用するよう通知しましたので、お知らせします。

(民間発注者 発出先)

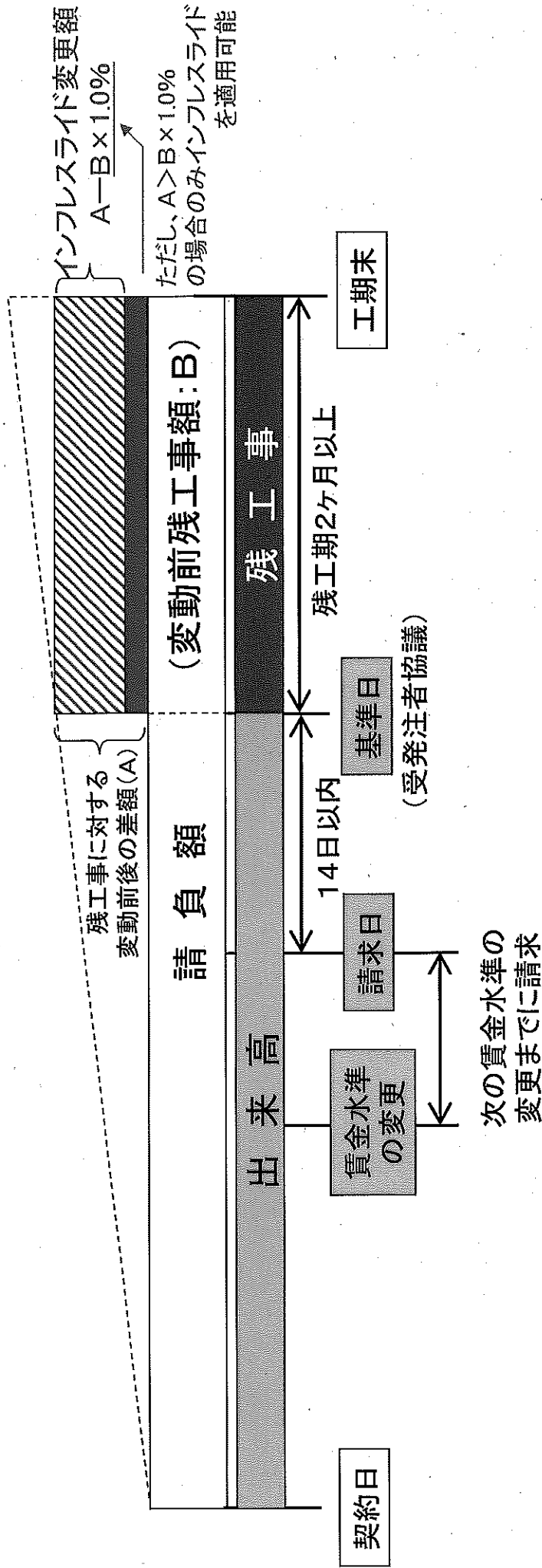
社団法人日本経済団体連合会  
日本商工会議所  
社団法人日本建築士会連合会  
社団法人日本建築士事務所協会連合会  
社団法人日本建築積算協会  
社団法人日本建築家協会  
社団法人建築設備技術者協会  
一般社団法人日本自動車工業会  
一般社団法人日本電機工業会  
石油化学工業協会  
石油連盟  
電気事業連合会  
一般社団法人日本ガス協会  
日本百貨店協会  
日本チェーンストア協会  
社団法人日本民営鉄道協会  
社団法人不動産協会  
社団法人日本ビルディング協会連合会  
社団法人全国宅地建物取引業協会連合会  
社団法人日本住宅建設産業協会  
社団法人全日本不動産協会  
社団法人全国住宅建設産業協会連合会  
社団法人高層住宅管理業協会  
社団法人不動産流通経営協会  
社団法人日本不動産鑑定協会  
一般社団法人 不動産証券化協会  
社団法人住宅生産団体連合会  
社団法人生命保険協会  
社団法人日本損害保険協会  
  
東日本旅客鉄道株式会社  
日本貨物鉄道株式会社  
日本電信電話株式会社  
電源開発株式会社



工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



## 工事請負契約書（抄）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕 ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕 ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。